

令和7年度第1回(春期)埼玉県経験者職員採用試験

(福祉・心理・設備・総合土木)

資格加点申請のご案内

対 象

下記資格(試験)の登録証等を有しており、かつ第1次試験当日に必要書類を提出し、申請を行った受験者については、資格(試験)の種類に応じて以下のとおり第1次試験の点数に加点を行います。

試験職種	対象資格(試験)	加点
福 祉	社会福祉士	15
	精神保健福祉士	
心 理	臨床心理士	
	公認心理師	
設 備	電気主任技術者(第一種～第三種)	
	技術士(電気電子、機械、上下水道)	
	電気工事士(第一種)	
	建築設備士	
	電気工事施工管理技士(1級)	
総合土木	土木施工管理技士(1級)	
	技術士 (建設、上下水道、農業(農業土木又は農業農村工学に限る)、総合技術監理部門(建設、農業又は上下水道に限る))	

※ 上記は、令和7年4月1日現在のものであり、第1次試験までに変更があった場合は、それによります。

申請方法

対象資格(試験)の

- ① 「資格加点の対象であることを証明する書類(以下「証明資料」という)」の「原本」
※ 証明資料の「原本」がデジタルの場合は、証明資料を表示した「電子データ」。
- ② 必要事項を記入した「資格加点申請書」
- ③ 証明資料の「写し」(A4用紙にコピーしたもの)
※ 証明資料の「原本」がデジタルの場合は、証明資料の「印刷物」。
※ 証明資料がA3などの場合は、縮小コピーし、A4に収めてください。
※ 黒色のボールペンで、余白に「受験番号」「氏名」を記入してください。
「写し」が2枚以上になる場合は、それぞれに「受験番号」「氏名」を記入してください。

上記3点を第1次試験当日(5月25日(日))に持参し、係員の案内に従って①を提示の上、②と③をホチキス留めしたものを提出してください。

※ 提出した証明資料の「写し」又は「印刷物」は返却しません。

※ 結婚等により、証明資料に記載されている氏名と、資格加点申請書の氏名が異なる場合には、当該証明資料が申請者のものであることを証明することができる書類(戸籍謄(抄)本等)を第1次試験当日に持参し、係員へ提示してください。

注意事項

- 加点申請できる資格(試験)は1つのみです。対象資格(試験)の登録証等を複数所有している受験者は、どれか1つを選んで申請してください。
- 下記の場合は加点を行いませんのでご注意ください。
 - ・ 第1次試験当日(5月25日(日))の試験終了までに証明資料の「原本」が提示できない場合
 - ・ 第1次試験当日(5月25日(日))の試験終了までに「資格加点申請書」と証明資料の「写し」又は「印刷物」が提出できない場合
 - ・ 申請書に不備があった場合
 - ・ 証明資料が本人のものであると確認できない場合

対象資格(試験)の証明資料

試験職種	対象資格(試験)	証明資料(いずれか1つ)
福 祉	社会福祉士	社会福祉士登録証
	精神保健福祉士	精神保健福祉士登録証
心 理	臨床心理士	臨床心理士資格登録証明書 ※受験日現在で有効期限内のものに限る
	公認心理師	公認心理師登録証
設 備	電気主任技術者(第一種～第三種)	電気主任技術者免状
	技術士(電気電子、機械、上下水道)	技術士登録証 技術士登録証明書
	電気工事士(第一種)	第一種電気工事士免状
	建築設備士	建築設備士登録証 建築設備士登録証明書
	電気工事施工管理技士(1級)	1級技術検定(第二次検定)合格 証明書
総合土木	土木施工管理技士(1級)	1級技術検定(第二次検定)合格 証明書
	技術士 (建設、上下水道、農業(農業土木又は農 業農村工学に限る)、総合技術監理部門 (建設、農業又は上下水道に限る))	技術士登録証 技術士登録証明書

※ 資格を称するために登録等が必要な場合、登録済みのものに限ります。